

「Arcstar Conferencing ビデオ会議トライアルサービス」に関する利用規約 【現改比較表】 2021年12月3日現在

～2021年12月30日

2021年12月31日～

▲ 「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約 実施 平成30年6月29日	▲ 「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約 実施 平成30年6月29日										
目次 (略) 第1条～第3条 (略)	目次 (略) 第1条～第3条 (略)										
(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能) 第4条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る基本機能を次のとおり提供します。	(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能) 第4条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る基本機能を次のとおり提供します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大5人同時に接続できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大5人同時に接続できるもの。	タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ3</td> <td>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。
区分	内容										
タイプ1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1会議室あたり最大5人同時に接続できるもの。										
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。										
区分	内容										
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。										
備考 1 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ1に係る者に限ります。)</a> が、 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)</a> を利用できる期間は、当社が <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)</a> の提供を開始した日から14日間とし、利用者数は5を上限とします。 2 削除 3 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)</a> が、 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)</a> を利用できる期間は、当社が <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)</a> の提供を開始した日から7日間とし、利用者数は3を上限とします。	備考 1 <a href="#">削除</a> 2 削除 3 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)</a> が、 <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)</a> を利用できる期間は、当社が <a href="#">Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)</a> の提供を開始した日から7日間とし、利用者数は3を上限とします。										

<p>第5条～第18条（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>第5条～第18条（略）</p> <p>別記（略）</p>
	<p><u>附 則（令和3年11月29日APS1サ第00852660号）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに</u> <u>ついては、なお従前のおりとします。</u></p>